

岩手県告示第576号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧場所
音部地区	地域水産物供給基盤整備事業	岩手県農林水産部漁港漁村課、宮古地方振興局水産部及び宮古市産業振興部
大槌地区	広域漁港整備事業	岩手県農林水産部漁港漁村課及び釜石地方振興局水産部